

公益認定の取消しの申請に伴う手続（新制度適用法人★）

令和8年9月

- ★①又は②に該当する法人（純資産を基礎に算定する法人）は、**1～5**の手続を行ってください。
- ①「公益目的事業に係る経理」、「収益事業等に係る経理」、「法人運営に係る経理」の3区分に整理した貸借対照表及び損益計算書を作成し事業報告時に提出している法人
＝区分経理を行う法人（認定規則第42条第1項又は第2項）
- ②収益事業を行っておらず、かつ、法人会計は区分しないが各公益目的事業ごとに経理を区分表示する損益計算書を作成し事業報告時に提出している法人
＝区分経理を行わない法人（認定法第19条第1項ただし書）

公益法人が公益認定の取消しの申請をした場合は、行政庁は必ずその公益認定を取り消すこととされています（認定法第29条第1項第4号）。また、公益認定の取消しの処分を受けたときは、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ費消、譲渡していないものの額に相当する額の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等※に贈与することとされています（認定法第5条第20号）。

取消処分の効力発生日（取消書面を受け取った日）の公益目的取得財産残額やその見込みの算定が必要になりますが、その算定方法等については、会計等に関する経過措置期間においては改正規則の適用を受ける法人（本書面）と従来の改正前規則の適用を受ける法人（別表Hを作成しており、別表Hを基礎に算定する法人・別書面）に分かれ、必要とされる提出書類も分かれますので、留意が必要です。

※ 令和8年4月から類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とすることも選択できるようになりました。公益目的取得財産残額相当の財産の贈与先として公益信託を含めない形で定款を定めている法人は、認定法第30条第5項の規定に関わらず、1回に限り、公益信託を贈与先として定めるための定款変更を行うことができます（公益信託に関する法律附則第28条）。

1. 公益認定の取消しの申請（認定法第29条第1項第4号）

公益認定の取消しの申請をする場合は、公益認定の取消し時までに最後に作成（提出）した事業報告等の書類において、①・②の法人は次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・ 公益認定取消申請書 ※ 記載事項：申請の理由、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手先
・ 公益目的取得財産残額の見込み額及びその算定の根拠を記載した書類 ※ 計算の明細
・ 当該取消申請を決議した理事会の議事録の写しその他の当該取消申請について機関決定等をしたことを証する書類
・ 公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する予定の相手方となる法人が認定法第5条第20号イからトまでに掲げる法人又は公益信託の信託財産とする場合にあっては、その旨を証する書類
・ その他 行政庁が必要と認める書類

○公益目的取得財産残額の報告書及び計算の明細（認定規則第 67 条及び第 69 条）

公益認定の取消しを申請する法人は、公益目的取得財産残額の見込み額及びその算定の根拠を記載した書類を申請書に添付しなければなりません（公益認定等ガイドライン 193～195 ページ参照）。公益目的取得財産残額の見込み額は、申請を行った時点で行政庁に提出されている直近の事業年度の財産目録等における貸借対照表の区分経理情報を基に、以下の通り算定します。

<区分経理を行う法人（①）の場合>

「公益目的事業に係る経理の資産の額から、取消しの日における公益目的事業財産に係る債務（認定規則第 38 条第 2 号）」を控除した額（i）と

「時価評価資産の取消しの日における帳簿価額を超える場合のその超える額」（ii）の合計から、

「不可欠特定財産の額（時価評価資産に該当する場合は（ii）又は（v）により加減算した額）から、当該不可欠特定財産に対応する負債を除いた額」（iii）と、

「基金（法人法第 131 条）の額」（iv）と、

「時価評価資産について時価評価し、帳簿価額を下回る場合のその下回る部分の額」（v）の合計（控除項目）を控除した金額です。

$$((i) + (ii)) - ((iii) + (iv) + (v))$$

<区分経理を行わない法人（②）の場合>

「当該公益法人の純資産の額から、公益法人の運営を行うため必要な法人活動保有財産・資産取得資金・特定費用準備資金・指定寄附資金に対応する純資産の額（認定規則第 44 条）を控除した額」（i）' と（ii）の合計から、

①の算定方法の控除項目に該当する額の合計を控除する計算となります。

$$((i)' + (ii)) - ((iii) + (iv) + (v))$$

また、公益認定の取消しを申請する法人は、取消しの日の属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間についての貸借対照表・損益計算書及びその附属明細書*に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければなりません。当該書類は下記 3 で提出してください。

※ これらは社員総会又は評議員会の承認決議が必要です。

- ・ 行政庁において、上記提出された公益目的取得財産残額の見込み額の算定を確認し、本来算定すべき額から異なると認めるときは、増額又は減額します（認定規則第 67 条第 3 項）。
- ・ 行政庁において、公益認定の取消しの処分を行います（認定法第 29 条第 1 項第 4 号）。

2. 公益目的取得財産残額の贈与契約を締結（認定法第 30 条第 1 項及び認定規則第 70 条）

取消しの日から 1 か月以内に、認定法第 5 条第 20 号に基づき定款により定めた贈与の相手方と、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与について書面による贈与契約を結びます。当該契約については、取消しの日から 1 か月以内に契約が成立したか否かを行政庁の担当者に御連絡ください。

なお、贈与契約締結は、相互の意思確認、双方の理事会決議等必要な機関決定に時間を要するため、取消申請前から候補先との調整を開始することが望ましいと考えます。

上記の契約が成立しない場合には、当該法人の行政庁（国又は都道府県）への贈与契約が成立したとみなされます（認定法第 30 条第 1 項）。

3. 公益目的取得財産残額の変動報告（認定規則第 68 条及び第 69 条）

取消しの日における公益目的取得財産残額が、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動した場合は、取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出してください。

提出書類
・ 公益目的取得財産残額の変動報告書【認定規則 様式第 12 号】
・ 最終提出事業年度の末日の翌日から取消しの日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類（認定規則第 68 条第 2 項第 1 号）
・ 取消しの日における公益目的保有財産資産の時価評価資産の価額の根拠を記載した書類（認定規則第 68 条第 2 項第 2 号）
・ 上記の書類に記載された事実を証する書類（認定規則第 68 条第 2 項第 3 号） ※不動産鑑定評価書、市場価格資料等による根拠資料が必要です。
・ 取消しの日の属する事業年度の開始の日から取消しの日までの期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類（認定規則第 69 条）

行政庁において、公益目的取得財産残額を再度確認し、変動後の金額が、本来算定すべき額と異なると認めるときは、増額又は減額します（認定規則第 68 条第 4 項）。

4. 贈与契約成立の報告（認定法第 30 条及び認定規則第 70 条） ※ 全ての法人適用

取消しの日から 3 か月以内に、次の書類を行政庁に提出しなければなりません。

なお、取消しの日から 3 か月以内に、当該報告書の提出がない場合には、当該契約が成立しなかったものとみなし、行政庁（国または都道府県）への書面による贈与が成立したものとみなされます。

提出書類
・ 贈与契約成立報告書【認定規則 様式第 13 号】 ※ 記載事項：取消しの日、贈与契約の相手方、贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額、履行方法、履行期日
・ 契約書の写し（認定規則第 70 条第 2 項第 1 号）
・ 贈与の相手方となる法人が認定法第 5 条第 20 号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあっては、その旨を証する書類（認定規則第 70 条第 2 項第 2 号）

行政庁において、贈与契約の成立又は不成立（国又は都道府県への公益目的取得財産残額に相当する金銭の贈与契約成立（認定法第 30 条第 1 項））を確認します。

取消の日から 1 か月以内に贈与契約が成立しなかった場合、又は取消の日から 3 か月以内に贈与契約成立報告書の提出がない場合（認定規則第 70 条第 3 項）は、行政庁より、みなし贈与契約成立の通知がなされます（認定法第 30 条第 4 項）。

5. 贈与を実施 ※ 全ての法人適用

贈与を履行した旨その他贈与の履行状況について、行政庁の担当者に御連絡ください。

(別紙) 関連条文添付

※ 法人法……一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
認定法……公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
認定規則…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）
公益信託法…公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）

法人法

第二百二十三条 （略）

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 （略）

（第百九十九条 前章第四節（第二百二十一条第一項後段及び第二項並びに第二百二十六条第一項第一号、第二号及び第四号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。（略））

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

第三百三十一条 一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員。次条から第三百三十四条まで（第三百三十三条第一項第一号を除く。）及び第三百三十六条第一号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

一～二 （略）

認定法

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十九 （略）

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人に贈与し、若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

- ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

二十一 （略）

（区分経理）

第十九条 公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあつては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であつて、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。

2 （略）

（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一～三 （略）

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。

2～7 （略）

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第四項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2～3 （略）

4 行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前二項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5 公益法人は、第五条第二十号に規定する定款の定めを変更することができない。

附 則 （令和六年五月二二日法律第三〇号） 抄

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 公益法人は、前条の規定による改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第二十号に規定する場合に同号に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を同号に規定する公益

信託の信託財産とする旨を定款に定める必要があるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十条第五項の規定にかかわらず、一回に限り、同号に規定する定款の定めを変更することができる。

※ 令和6年5月22日法律第30号は「公益信託に関する法律」です。

認定規則

(正当な理由がある場合)

第三十八条 法第十八条ただし書の内閣府令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 公益目的事業財産に係る債務（当該公益法人の公益目的事業に係る経理以外の経理に対する債務にあっては、次に掲げる場合に生じた債務（ロに掲げる場合にあっては、当該資金不足に対応するため第四十四条に規定する財産を費消し、又は譲渡し、その内容及び金額を財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において表示したものに限る。）に限る。）の返済に財産の一部を充てる場合

イ 公益目的事業の一時的な資金不足の場合

ロ 資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

三～六 (略)

(区分経理の方法)

第四十二条 公益法人（法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）

は、貸借対照表及び損益計算書について、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）の各経理単位の内訳を表示しなければならない。

2 公益法人が、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合は、前項に規定する損益計算書の各経理単位の内訳について、公益目的事業に係る経理については各公益目的事業ごとの、収益事業等に係る経理については各収益事業等ごとの内訳を表示しなければならない。ただし、各事業ごとに配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを公益目的事業に係る経理又は収益事業等に係る経理における共通収益及び費用として表示することができる。

3 (略)

(公益法人の運営を行うため必要な財産)

第四十四条 法第十九条第二項に規定する公益法人の運営を行うため必要な財産は、法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金（法人活動保有財産及び指定寄附資金にあっては、公益目的事業の用に供するものを除く。）とする。

(公益認定の取消し等の場合における公益目的取得財産残額の報告)

第六十七条 公益法人は、法第二十四条第一項第一号に掲げる届出（公益法人が合併により消滅し、その権利義務を承継する法人が公益法人である合併に係るものを除く。）又は法第二十九条第一項第四号に掲げる申請をするときは、公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類を添付しなければならない。

2 前項に規定する公益目的取得財産残額の見込額は、第一号及び第二号の額の合計額から第三号から第六号までの額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 法第二十二条第一項の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（本条及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的事業に係る経理の資産の額から前条第

三号に掲げる債務の額を控除した額（法第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける公益法人にあっては、当該公益法人の純資産の額から第四十四条に規定する財産に対応する純資産の額を除いた額。次条において同じ。）

二 （略）

三 公益認定を受けた日以後に第六十五条に規定する方法により公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した第四十四条に規定する財産額から第三十八条三号に掲げる場合に費消し、又は譲渡した公益目的事業財産の額を控除した額

四 最終提出事業年度の末日における公益認定を受けた日前に取得した法第十八条第六号に掲げる財産に対応する純資産の額

五 最終提出事業年度の末日における前条第四号に掲げる基金の額

六 公益目的事業財産のうち時価評価資産を有する場合の当該時価評価資産の最終提出事業年度の末日における帳簿価額が取消し等の日における時価を超える場合のその超える部分の額

3 行政庁は、第一項に規定する書類に記載された額が前項の額と異なると認めるときは、第一項に規定する書類に記載された額を増額し、又は減額する。

4 行政庁が法第二十九条第一項（第四号を除く。）又は第二項の規定により公益認定の取消しをしたときは、第二項に規定する公益目的取得財産残額の見込額を算定し、公益認定の取消しを受ける公益法人に当該見込額を通知するものとする。

（公益目的取得財産残額の変動の報告）

第六十八条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第七十条において同じ。）から三月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの前条第二項第一号及び第三号から第五号までに掲げる額の変動の明細を明らかにした書類

二 取消し等の日における公益目的事業財産のうち時価評価資産の価額の根拠を記載した書類

三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

一 取消し等の日における前条第二項第一号に掲げる額

二 取消し等の日における時価評価資産の時価が同日における帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

三 取消し等の日における前条第二項第三号から第五号までに掲げる額の合計額

四 取消し等の日における時価評価資産の帳簿価額が同日における時価を超える場合のその超える部分の額

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条第二項の額と異なると認めるときは、前条第二項の額を増額し、又は減額する。

（認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成）

第六十九条 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第二百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。

(公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告)

第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 各契約に係る契約書の写し
 - 二 各契約に係る贈与の相手方となる法人が法第五条第二十号イからトまでに掲げる法人に該当する場合にあつては、その旨を証する書類
- 3 取消し等の日から三月以内に認定取消法人等から第一項の報告書の提出がない場合には、同項に規定する契約が成立しなかったものとみなす。